

議案第86号 三田市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

「ウッディタウン市民センター」の貸室を活用した「ウッディタウン地区子育て支援拠点」の整備及び三田市公共施設個別施設計画に基づく、「さんだ市民センター」の長寿命化と機能向上を図るための大規模改修工事により諸室の変更を行うことから、三田市市民センター条例の一部を改正しようとするものです。

【内 容】

1 「ウッディタウン地区子育て支援拠点」整備関係

ウッディタウン市民センターの貸室を本市の子育て事業のために使用する場合は、当該貸室の一般使用を休止できる旨の規定を条例に追加するものです。

＜追加条文＞ 第3条の2第2項

市長は、市が行う子育て事業のためにウッディタウン市民センターの施設の一部を使用する場合、規則で定めるところにより、当該施設の一部について使用を休止し又は使用時間を変更することができる。

2 「さんだ市民センター大規模改修工事」関係

貸室の名称及び使用料を変更（貸室の面積変更に伴うもの）することから、当該条例のさんだ市民センター使用料を規定する別表を改正するものです。

(1) 用途を限定した貸室名称を、改修に伴い多用途に使用できる名称に変更

（例：美術室→多目的室）

(2) 間仕切り変更により貸室の面積が変わることに伴う使用料改定

【施行期日】

1 「ウッディタウン地区子育て支援拠点」整備に係る施行期日 令和6年4月1日

2 「さんだ市民センター大規模改修工事」に係る施行期日 別に規則で定める日

【その他】

「ウッディタウン地区子育て支援拠点」は、令和5年11月6日から試行実施しており、令和6年4月1日から本格稼働いたします。